

役員報酬規程

社会福祉法人 徳成会

(平成29年10月1日より適用)

第1章 総則

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 徳成会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。

(2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の理事報酬

(2) 非常勤の役員報酬

(3) 評議員報酬

(報酬等の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号の定める範囲内で、理事会において決定する。但し、この法人の職員を兼ね、職員として給与等の支給を受けている役員等に関しては、本規定に基づく報酬等は支給しないものとする。

(1) 報酬別表第1に定める額

2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日とする。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、当該会計年度のうち最終のものに関する定時理事会及び評議員会に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員等は出張する場合は、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要するばあいは、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（報酬の辞退）

第9条 職務上及び個人的な理由から、この法人の役員等であることで得る報酬等を辞退することができる。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年10月1日より施行する。

別表第1 常勤の理事の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000 円
理事	月額 450,000 円

別表第2 非常勤の役員報酬

役職名	報酬の額
理事	理事会等会議への出席1回につき 20,000 円。限度額 50,000 円。
監事	理事会等会議への出席1回につき 20,000 円。限度額 50,000 円。

別表第3

役職名	報酬の額
評議員	評議員会等会議への出席1回につき 10,000円。限度額30,000円